

令和7年度

定期監査報告書

笠間市監査委員

笠監第 22 号
令和8年2月20日

笠間市長 山口 伸樹 様
笠間市議会議長 畑岡 洋二 様
笠間市教育委員会 教育長 小沼 公道 様
笠間市農業委員会 会長 永田 良夫 様
笠間市選挙管理委員会 委員長 高橋 上 様
笠間市等公平委員会 委員長 市村 勝巳 様
笠間市固定資産評価審査委員会 委員長 常行 卓朗 様
笠間市大池田財産区議会議長 笹沼 利弘 様

笠間市監査委員 齋田 陽介

笠間市監査委員 浅野 昇

笠間市監査委員 大関 久義

令和7年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和7年度の定期監査を執行したので、その結果報告書を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和7年度定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査期日及び監査対象部署

監 査 期 日	監 査 対 象 部 署
令和7年11月12日	総務部 総務課 笠間支所地域課 岩間支所地域課 危機管理課 税務課 収税課 財政課 資産経営課
令和7年11月17日	こども部 こども政策課 こども福祉課 こども育成支援センター 保健福祉部 社会福祉課 笠間支所保険福祉課 岩間支所保険福祉課 高齢福祉課 地域包括支援センター 保険年金課 健康医療政策課
令和7年12月17日	市長公室 秘書課 人事課 市民課 政策企画部 企画政策課／政策推進室 企業誘致・移住推進課 デジタル戦略課
令和8年1月14日	上下水道部 水道課 下水道課 市立病院 環境推進部 環境政策課 資源循環課
令和8年1月20日	消防本部 農業委員会事務局 議会事務局 会計課 監査委員事務局・公平委員会 産業経済部 農政課／栗ブランド戦略室 商工課 観光課
令和8年1月28日	都市建設部 建設課 管理課 都市計画課 教育委員会 学務課 おいしい給食推進室 公民館 図書館 生涯学習課

第3 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年11月30日まで

第4 監査の着眼点と実施内容等

財務に関する執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適法かつ効率的に行われているかどうか、事務の執行が適正に行われているかどうかを着眼点とした。

事前に、監査資料の提出を求め、提出された資料を基にそれぞれの状況について、担当部課長及び担当職員より説明を受け質疑応答の方法で行った。

提出書類

(1) 行政一般等の監査

- ① 組織体制
- ② 事務事業執行状況調
- ③ 収入未済額調書
- ④ 負担金及び交付金の支出状況
- ⑤ 補助金交付状況
- ⑥ 内部統制の取組状況
- ⑦ 歳入歳出予算執行状況報告書（歳入・歳出月計表）
- ⑧ その他、監査委員が必要と認めるもの

第5 監査の結果

笠間市監査基準に準拠し、第1から第4に掲げる事項のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、指摘及び注意事項は以下のとおりである。

『総務部』

【総務課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【笠間支所地域課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【岩間支所地域課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【危機管理課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【税務課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【収税課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【財政課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【資産経営課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『こども部』

【こども政策課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【こども福祉課（くるす保育所）】

特に指摘及び注意する事項なし。

【こども育成支援センター】

特に指摘及び注意する事項なし。

『保健福祉部』

【社会福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【笠間支所保険福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【岩間支所保険福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【高齢福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【地域包括支援センター】

特に指摘及び注意する事項なし。

【保険年金課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【健康医療政策課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『市長公室』

【秘書課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【人事課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【市民課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『政策企画部』

【企画政策課／政策推進室】

特に指摘及び注意する事項なし。

【企業誘致・移住推進課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【デジタル戦略課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『上下水道部』

【水道課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【下水道課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『市立病院』

特に指摘及び注意する事項なし。

『環境推進部』

【環境政策課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【資源循環課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『消防本部』

特に指摘及び注意する事項なし。

『農業委員会事務局』

特に指摘及び注意する事項なし。

『議会事務局』

特に指摘及び注意する事項なし。

『会計課』

特に指摘及び注意する事項なし。

『監査委員事務局・公平委員会』

特に指摘及び注意する事項なし。

『産業経済部』

【農政課／栗ブランド戦略室】

特に指摘及び注意する事項なし。

【商工課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【観光課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『都市建設部』

【建設課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【管理課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【都市計画課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『教育委員会』

【学務課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【おいしい給食推進室】

特に指摘及び注意する事項なし。

【公民館】

特に指摘及び注意する事項なし。

【図書館】

特に指摘及び注意する事項なし。

【生涯学習課】

特に指摘及び注意する事項なし。

※ 全体的な注意事項

料金等の滞納対策については、財源の確保や公平性を図るため、今後もなお一層の収納率の向上と滞納額の縮減に努められたい。

「個別の事務事業の達成目標の設定とその達成状況の把握」については、職員意識が向上し、積極的な実施の姿勢が見られてきた。

そこで、これを制度的に継続し、目標達成のための新たな課題解決の方策を常に探求し実行に移せるようにするため、各課が自ら設定した達成目標とその達成状況の把握を「内部統制の重要項目」として設定し、進化する生成AIを活用しながら、課長を中心として果敢に実行していくことを求める。

生成AIやAIエージェントの活用については、今後の行政サービスの向上、事務事業の効率化、政策立案などに極めて有効である。

このため、全庁的なAI活用ビジョンを策定し、積極的に生成AI等の導入を推進するとともに、職員のAIスキルの向上を図るべきである。

委託事業の実施にあたっては、先端技術の動向の把握に努め、その導入を検討するなど、常に委託費の縮減とより効果的な事業実施を心がけるべきである。

補助事業の実施にあたっては、地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附又は補助することができる。」とある通り、補助金の支出には公益性が必要である。すなわち、公益性があることをその事業内容、対象者の範囲、効果の広がりなどから客観的に説明できなければならない。

また、公共事業についても、住民一般の利益（公益）に資することが必要であり、極端に受益者が限定されることは認められない。

人口減少社会において、限られた財源を真に必要な事業に振り向けるためには、当然のことながら、こうした公益性確保に留意しながら、より公益性の高い事業に係る予算の編成、執行に当たる必要がある。

公の施設の管理にあたっては、市が負担する指定管理費用をできるだけ低減する必要があり、利用者の意向を踏まえるとともに、民間事業者の創意工夫を凝らしたサービスの向上と経費の節減に努めながら、施設のサービスに見合った適正な利用料金となるよう、不断の見直しに努められたい。

企業会計においては引き続き繰出金等の削減に努力されたい。